



2025 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名：天馬株式会社
代表者名：代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード 7958、東証プライム)
問合せ先：取締役総務部長 則武 勝
(TEL 03-3598-5511)

株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 13 日付で開示いたしました「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025 年 6 月 13 日付当社開示」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 7 月 23 日から 2025 年 8 月 17 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 8 月 18 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2025 年 6 月 13 日付当社開示に記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、3,904,307 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

20,182,118 株

(注) 当社は、2025 年 6 月 13 日開催の取締役会において、2025 年 8 月 19 日付で当社の自己株式 2,130,903 株(2025 年 5 月 27 日現在、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

20,182,123 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2025 年 6 月 13 日現在の当社の発行済株式総数(22,313,026 株)から、当社が 2025 年 8 月 19 日付で消却を行う予定の自己株式の数(2,130,903 株)を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2025 年 6 月 13 日付で開催された取締役会において決議しております。

- (5) 効力発生後における発行済株式総数
5株
- (6) 効力発生日における発行可能株式総数
20株
- (7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

2025 年 6 月 13 日付当社開示に記載のとおり、FHLホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び金田宏氏、金田保一氏、株式会社カネダ興産（以下「カネダ興産」といいます。）並びに有限会社ビー・ケー・ファイナンス（以下「ビー・ケー・ファイナンス」といい、カネダ興産、ビー・ケー・ファイナンス、金田宏氏及び金田保一氏を総称して「本不応募合意株主ら」といいます。）が本公開買付け（以下に定義します。）に応募しないことに合意している当社株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定したとのことです。本公開買付けの結果、公開買付者及び本不応募合意株主ら以外に、本不応募合意株主らがそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することになったことを受け、当社の株主を最終的に公開買付者及び本不応募合意株主らのみとすることに向けた当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実現するため、本不応募合意株主らの間においては、当社株式についての消費貸借契約を締結し、①金田保一氏、カネダ興産及びビー・ケー・ファイナンスが貸主となり、それぞれが所有する当社株式の全てを金田宏氏へ貸し出すこと、並びに、②借主となった金田宏氏が、金田保一氏、カネダ興産及びビー・ケー・ファイナンスに対して、本株式併合の効力発生後、当該消費貸借契約を解消し、当該借り受けた当社株式の全てを返還すること（以下「本貸株取引」といいます。）を通じて、各本不応募合意株主らが本スクイーズアウト手続後も当社株式を継続して所有することを実現する予定とのことです。本貸株取引及び本株式併合により、公開買付者及び金田宏氏（以下「公開買付者ら」といいます。）以外の株主の皆様は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定にしたがって売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を最終的に公開買付者及び本不応募合意株主らのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 8 月 18 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様所有する当社株式の数に当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である3,580円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
FHLホールディングス株式会社（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社三井住友銀行からの借入れにより賄うことを予定していたところ、当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年3月17日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された2025年3月14日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年9月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年10月中旬までを目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025年11月中旬から12月下旬までを目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2025年6月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものがあります。

(3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、本貸株取引も踏まえ、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

(4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第33条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年8月20日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年7月23日（水）
② 整理銘柄指定日	2025年7月23日（水）
③ 当社株式の最終売買日	2025年8月15日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年8月18日（月）（予定）
⑤ 本株式併合及び定款の一部変更の効力発生日	2025年8月20日（水）（予定）

以 上